

水銀に関する水俣条約（水銀添加製品部分抜粋）¹

第四条 水銀添加製品

- 1 締約国は、附属書Aにおいて適用除外を定める場合又は第六条の規定に従って当該締約国が適用除外を登録した場合を除くほか、附属書A第I部に掲げる水銀添加製品に関して定める段階的廃止期限の後には、適当な措置をとることにより、当該水銀添加製品の製造、輸入又は輸出を許可しないものとする。
- 2 締約国は、1の規定を適用する代わりに、批准の時又は自国について附属書Aの改正が効力を生ずる時に、附属書A第I部に掲げる製品に対処するための異なる措置又は戦略を実施することを明示することができる。締約国は、この代替手段を用いる旨の決定を事務局に通報する時に、附属書A第I部に掲げる製品のうちの大多数の製造、輸入及び輸出をわずかな水準に既に削減していること並びに附属書A第I部に掲げていない製品について水銀の使用を削減するための措置又は戦略を実施していることを証明することができる場合に限り、この代替手段を選択することができる。さらに、この代替手段を選択する締約国は、次のことを遵守する。
 - (a) 達成した削減量を含む実施した措置又は戦略に関する説明を締約国会議に対して最初の機会に報告すること。
 - (b) 附属書A第I部に掲げる製品のうちわずかな水準に達していない製品について水銀の使用を削減するための措置又は戦略を実施すること。
 - (c) 更なる削減を達成するための追加の措置を検討すること。
 - (d) この代替手段が選択された種類の製品について第六条の規定に基づく適用除外を請求する資格を有しないこと。
- 締約国会議は、8の規定に基づく再検討の過程の一環として、この条約が効力を生じた日の後五年以内にこの2の規定に従ってとられた措置の進捗状況及び有効性を再検討する。
- 3 締約国は、附属書A第II部に掲げる水銀添加製品について、同附属書第II部の規定に従って措置をとる。
- 4 事務局は、締約国により提供される情報に基づき水銀添加製品及びその代替製品に関する情報を収集し、及び維持するものとし、また、当該情報を公に利用可能なものとする。事務局は、締約国により提出される他の関連する情報についても公に利用可能なものとする。
- 5 締約国は、この条の規定に従い自国について製造、輸入及び輸出が許可されていない水銀添加製品が組み立てられた製品に組み込まれることを防止する措置をとる。
- 6 締約国は、水銀添加製品の危険及び利益の評価によって環境又は人の健康に対する利益が明示されない限り、水銀添加製品の用途であって、自国についてこの条約が効力を生ずる日に先立って知られているものに該当しない水銀添加製品の製造及び商業上の流通を抑制する。締約国は、適当な場合には、当該水銀添加製品の環境及び人の健康に対する危険及び利益に関する情報を含む当該水銀添加製品に関する情報を事務局に提供する。事務局は、当該情報を公に利用可能なものとする。
- 7 締約国は、水銀添加製品を附属書Aに掲げるための提案を事務局に提出することができる。この提案には、4の規定に基づく情報を考慮して、水銀添加製品の代替製品であって水銀を含まないものに関する利用可能性、技術的及び経済的な実現可能性並びに環境及び健康に対する危険及び利益に関連する情報を含む。
- 8 締約国会議は、この条約が効力を生じた日の後五年以内に、附属書Aを再検討するものとし、第二十七条の規定に従って同附属書の改正を検討することができる。
- 9 締約国会議は、8の規定に基づいて附属書Aの規定を再検討するに当たり、少なくとも次のものを考慮する。

¹ 水銀に関する水俣条約 外務省ホームページ（条約英文、仮訳文掲載）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page3_000477.html

- (a) 7の規定に基づいて提出された提案
- (b) 4の規定に基づいて利用可能となった情報
- (c) 水銀を含まない代替製品であって、環境及び人の健康に対する危険及び利益を考慮に入れた技術的及び経済的に実現可能なものの締約国における利用可能性

第六条 要請により締約国が利用可能な適用除外

1 いずれの国又は地域的な経済統合のための機関も、次のいずれかの時に事務局に対する書面による通告を行うことにより、附属書A及び附属書Bに掲げる段階的廃止期限の適用除外（以下「適用除外」という。）を一又は二以上登録することができる。登録には、締約国の適用除外の必要性を説明する文書を付する。

- (a) この条約の締約国となる時
 - (b) 附属書Aの改正により加えられた水銀添加製品又は附属書Bの改正により加えられた水銀を使用する製造工程の場合には、適用される改正がその締約国について効力を生ずる日まで
- 2 適用除外は、附属書A若しくは附属書Bに掲げる分類又はいずれかの国若しくは地域的な経済統合のための機関により特定される準分類のいずれかについて登録することができる。
- 3 一又は二以上の適用除外を有する締約国については、登録簿に掲げる。事務局は、この登録簿を作成し、及び維持し、並びに公に利用可能なものとする。
- 4 登録簿には、次のものを含む。
- (a) 一又は二以上の適用除外を有する締約国の表
 - (b) 各締約国が登録した適用除外
 - (c) 個別の適用除外が効力を失う日
- 5 締約国が登録簿に一層短い期間を示す場合を除くほか、1の規定に基づく全ての適用除外は、附属書A又は附属書Bに掲げる関連する段階的廃止期限の後五年で効力を失う。
- 6 締約国会議は、締約国の要請により、当該締約国が一層短い期間を要請しない限り、適用除外を五年の期間延長することを決定することができる。その決定を行うに当たり、締約国会議は、次のものを十分に考慮する。適用除外は、製品ごとの段階的廃止期限につき一回のみ延長することができる。
- (a) 適用除外の延長の必要性を正当化し、並びに適用除外の必要性をできる限り速やかに除去するために実施され、及び計画された活動の概要を示す締約国からの報告
 - (b) 水銀を含まず、又は適用除外の製品若しくは製造工程における使用より少ない水銀を使用する代替製品及び代替の工程の利用可能性に関するものを含む入手可能な情報
 - (c) 水銀の環境上適正な保管及び水銀廃棄物の処分を行うための計画されている又は進行中の活動
- 7 締約国は、事務局に対する書面による通告を行うことにより、いつでも適用除外を取り消すことができる。その取消しは、当該通告に指定する日に効力を生ずる。
- 8 1の規定にかかわらず、一又は二以上の締約国が附属書A又は附属書Bに掲げる製品又は工程に関する適用除外であって6の規定に基づいて延長されたものの登録を維持しない限り、いずれの国又は地域的な経済統合のための機関も、当該製品又は工程の段階的廃止期限から五年を経過した後に適用除外を登録することはできない。この場合において、国又は地域的な経済統合のための機関は、1(a)及び(b)に定める時に当該製品又は工程の適用除外を登録することができるが、この適用除外は、該当する段階的廃止期限の後十年で効力を失う。
- 9 いずれの締約国の適用除外も、附属書A又は附属書Bに掲げる製品又は工程の段階的廃止期限から十年を経過した後は、効力を有することができない。

附属書 A 水銀添加製品

次の製品は、この附属書から除外する。

- (a) 市民の保護及び軍事的用途に不可欠な製品
- (b) 研究、計測器の校正及び参照の標準としての使用を目的とする製品
- (c) 水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合におけるスイッチ及び継電器、電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ（CCFL）及び外部電極蛍光ランプ（EEFL）並びに計測器
- (d) 伝統的な慣行又は宗教上の実践において使用される製品
- (e) 保存剤としてのチメロサルを含むワクチン

第 I 部 第四条 1 の規定の適用を受ける製品

水銀添加製品	製造、輸入又は輸出が許可されなくなる期限 (段階的廃止期限)
電池（水銀含有量二パーセント未満のボタン形亜鉛酸化銀電池及び水銀含有量二パーセント未満のボタン形空気亜鉛電池を除く。）	二千二十年
スイッチ及び継電器（極めて高い正確さの容量及び損失を測定するブリッジ並びに監視及び制御のための装置に用いる高周波無線周波数のスイッチ及び継電器であって、ブリッジ、スイッチ又は継電器当たりの水銀含有量が最大二十ミリigramのものを除く。）	二千二十年
灯口当たりの水銀含有量が五ミリigramを超える三十ワット以下の一般的な照明用のコンパクト形蛍光ランプ（CFLs）	二千二十年
次のものに該当する一般的な照明用の直管蛍光ランプ（LFLs） (a) 電球当たりの水銀含有量が五ミリigramを超える六十ワット未満の三波長形蛍光体を使用したもの (b) 電球当たりの水銀含有量が十ミリigramを超える四十ワット以下のハロリン酸系蛍光体を使用したもの	二千二十年
一般的な照明用の高圧水銀蒸気ランプ（HPMV）	二千二十年
次のものに該当する電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ（CCFL）及び外部電極蛍光ランプ（EEFL） (a) 電球当たりの水銀含有量が三・五ミリigramを超え、及び長さが五百ミリメートル以下のもの (b) 電球当たりの水銀含有量が五ミリigramを超え、及び長さが五百ミリメートル超千五百ミリメートル以下のもの (c) 電球当たりの水銀含有量が十三ミリigramを超え、及び長さが千五百ミリメートル超のもの	二千二十年
化粧品（水銀含有量が一質量百万分率を超えるもの）。肌の美白用せっけん及びクリームを含むが、水銀を保存剤として使用する場合において効果的かつ安全な代替の保存剤が利用可能でないときは、眼の周囲の化粧品を含まない。（注）	二千二十年
駆除剤、殺生物剤及び局所消毒剤	二千二十年
次に掲げる非電気式の計測器（水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において大規模な装置に取り付けられたもの又は高精密度の測定に使用されるものを除く。） (a) 気圧計 (b) 湿度計	二千二十年

水銀添加製品	製造、輸入又は輸出が許可されなくなる期限 (段階的廃止期限)
(c) 圧力計 (d) 温度計 (e) 血圧計	

注 微量の水銀が混入した化粧品、せっけん又はクリームを対象としないことを意図する。

第Ⅱ部 第四条 3 の規定の適用を受ける製品

水銀添加製品	規定
歯科用アマルガム	歯科用アマルガムの使用を段階的に削減するための締約国による措置については、当該締約国の国内の事情及び関連する国際的な手引を考慮するものとし、次に掲げる措置から二以上の措置を含める。 (i) う蝕の予防及び健康の促進を目的とする国の目標を定め、それによって歯科治療の必要性を最小限にすること。 (ii) 歯科用アマルガムの使用を最小限にするための国の目標を定めること。 (iii) 歯科治療のための水銀を含まない代替製品であって、費用対効果が高く、かつ、臨床的に有効なものの使用を促進すること。 (iv) 歯科治療のための水銀を含まない良質の材料の研究及び開発を促進すること。 (v) 代表的な専門的機関及び歯科学校が、歯科治療のための水銀を含まない代替製品の使用及び管理のための最良の慣行の促進について歯科の専門家及び学生に教育及び訓練を行うよう奨励すること。 (vi) 水銀を使用しない歯科治療よりも歯科用アマルガムを使用する歯科治療を有利に扱う保険政策及び保険制度を抑制すること。 (vii) 歯科治療に関し、歯科用アマルガムの良質の代替製品の使用を有利に扱う保険政策及び保険制度を奨励すること。 (viii) 歯科用アマルガムの使用を歯科用アマルガムカプセルに限定すること。 (ix) 水銀及び水銀化合物の水及び土壌への放出を削減するため、歯科用施設における環境のための最良の慣行の利用を促進すること。